久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則(平成22年久喜市教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

部名	課名	係名
	教育総務課	総務係 学事保健係
	学校施設課	施設係 小・中学校再編係
	学校給食課	学校給食係
	指導課	指導係 教職員係
	生涯学習課	生涯学習係 人権教育係 図書館係
	文化振興課	文化振興係 文化財・歴史資料係

第3条第2項の表中「学務課」を「教育総務課」に、「文化財保護課」を「文 化振興課」に改める。

第4条の表教育総務課の部中(14)の項から(21)の項までを次のように 改める。

- (14) 通学区域に関すること。
- (15) 児童生徒の就学に関すること。
- (16) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (17) 学級編制に関すること。
- (18) 就学援助費に関すること。
- (19) 特別支援教育就学奨励費補助に関すること。
- (20) 障がい児通学費補助に関すること。
- (21) 市立幼稚園の入園許可に関すること。

第4条の表教育総務課の部中(22)の項を(35)の項とし、(21)の項の次に次の13項を加える。

(22) 市立幼稚園の保育料に関すること。

- (23) 市立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関すること。
- (24) 市立幼稚園の庶務に関すること。
- (25) 私立幼稚園の補助に関すること。
- (26) 業務員に関すること。
- (27) 教科用図書の無償給与に関すること。
- (28) 入学準備金及び奨学金に関すること。
- (29) 通学路に関すること。
- (30) 児童生徒の安全に関すること。
- (31) 学校その他教育機関の保健、環境衛生及び安全に関すること。
- (32) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (33) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (34) 教材教具等の整備に関すること。

第4条の表学務課の部を次のように改める。

学校施設課

- (1) 学校施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 学校施設に係る工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 学校施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校用地の取得計画に関すること。
- (5) 学校施設台帳の整備保管に関すること。
- (6) 学校施設における工作物等の設置承認願に関すること。
- (7) 学校管理備品の整備に関すること。
- (8) 小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (9) 学校に係る予算の執行に関すること。

第4条の表生涯学習課の部中(8)の項から(10)の項を削り、(11)の項を(8)の項とし、(12)の項から(15)の項を3項ずつ繰り上げ、文化財保護課の部を次のように改める。

文化振興課

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) ユネスコ活動に関すること。
- (4) 文化財保護審議会に関すること。
- (5) 文化財の保護に関すること。
- (6) 文化財の調査に関すること。
- (7) 文化財愛護思想の普及に関すること。
- (8) 市(町) 史編さんに関すること。
- (9) 本多静六博士の顕彰に関すること。
- (10) 郷土資料館に関すること。
- (11) 資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (12) 資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (13) 資料の利用許可に関すること。
- (14) 資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (15) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関すること。
- (16) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関すること。
- (17) 公印の管理に関すること。
- (18) 資料の展示及び利用に関すること。
- (19) 資料に関する解説書、目録、図書、研究報告書等の刊行に関すること。
- (20) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関すること。

第5条第2項第5号中「副園長」を「園長、副園長」に改め、同項第13号を 削る。

第6条第1項第1号中「部長」を「教育部長」に改め、同項第9号中「(昭和

24年法律第207号)」を削り、同条第2項第5号中「副主幹及び副園長」を「副主幹、園長及び副園長」に改め、同項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。